

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】第19回社会保障審議会年金部会の開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2024年11月5日、第19回社会保障審議会年金部会を開催しました。今回の部会では、以下議事について議論が実施されました。

- （1）多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方について
- （2）その他の制度改正事項について

冒頭、事務局より、「社会保障審議会年金部会におけるアーカイブ配信について」（資料1）について、説明がありました。今回の部会から、試行的に、部会の音声記録のアーカイブ配信が実施されております。当部会の資料及び音声のアーカイブ配信ページについては、以下の厚生労働省HPに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20241105.html

1. 多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方について

（厚生労働省HP掲載 資料2を基に記載）

○年金の給付水準の示し方に関連する論点について

- ・第15回年金部会において、いわゆるモデル年金以外の多様な年金額を広報する観点から、単身世帯の賃金水準に応じた年金額とその組み合わせに応じた多様な世帯構成の年金額をお示しした。その際に「若い世代がイメージしやすくなるために、例えば20代、30代、40代と、特に家族形態やライフスタイルが大きく変化している年代別に、将来もらえる年金額や水準のモデルを示してはどうか。」といったご意見をいただいた。
- ・令和6年財政検証において、各世代の老齢年金の平均額や分布の将来見通し（年金額分布推計）を作成したことから、これを活用し、将来の年金額をイメージでき

る年金額の示し方として、事務局で作成した検討例についてご議論いただきたい。

○年金額分布推計を踏まえた多様な年金水準

〈2024年度に65歳になり年金を受け取る者の例として、以下5例を追加〉

男性：①厚年期間中心（主に会社員等を想定）

②1号期間中心（主に自営業者等を想定）

女性：③厚年期間中心（主に会社員等を想定）

④1号期間中心（主に自営業者等を想定）

⑤3号期間中心（主に会社員等に扶養される配偶者等を想定）

※「中心」とは、各被保険者期間が20年以上の者

○現役世代の経歴類型の変化（女性／男性）

2. その他の制度改正事項について（厚生労働省HP掲載 資料3を基に記載）

○離婚時の年金分割の請求期限の延長

・現行制度

離婚時の年金分割は、平成16年度改正で創設された婚姻期間に係る厚生年金の計算の元となる保険料納付記録（標準報酬）を分割する制度。年金分割が行われた場合、分割後の標準報酬で算定した厚生年金を受給開始年齢から受け取ることとなる。離婚時の年金分割の請求期限は、民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が2年とされていることを踏まえ、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内となっている。

・見直しの方向性

民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が現行の2年から5年に延長されること（※）に伴い、離婚時の年金分割の請求期限についても現行の2年以内から5年以内に伸長する。

※当該法律は令和6年5月24日に公布されており、当該改正に係る施行日については、「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。

○被用者年金一元化に伴う厚生年金拠出金の按分率に係る特例措置の終了

3. 委員からの意見（一部抜粋）

《多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方について》

- ・公的年金制度は複雑で難しく、国民に正しい認識がなかなか浸透していないというのが現状だと思われる。財政検証の結果は公表されたが、未だに「年金はもらえない」といった誤解も根強いと思われる。今回提示された資料2の内容については、本部会で専門的な観点から議論を深めるためには適切であると思われる一方、国民に示したところで、どのくらいの方に理解いただけるかは不明。その様に思う理由は、提示されている図表が平均値で作成されていることにあるのではないかと。資料を見た人が、自分に近いケースでイメージできるような示し方とするなど、分かりやすい広報が必要。（例：大卒の方が、30歳から〇年間育児で仕事を離れてその後職場復帰をした場合、等）そのうえでより詳しく知りたい方は公的年金シミュレーターを活用し試算していただくよう誘導するのがよい。
- ・今回提示された年金水準については、あくまで2024年度に65歳になり年金を受け取る人の例だということを強調するべき。
- ・個人単位でかつ多様なライフコースごとに年金額を示していただき、よりリアルな給付水準を知ることができた。年金額にかかる情報提供を充実させる見直しとして評価できる。
- ・今は世代の分断が進んでいて、「高齢者は年金をもらいすぎている」等のイメージが先行し、年金に関する議論を難しくしていると感じている。高齢者でも単身、非婚の方はどうなのか、氷河期世代の方はどうなのか等も示し、高齢者も若い方もいろいろなパターンがあるということを示して、年金の再分配機能にもより深い納得が得られるようにするなど、年金に関する国民的議論に繋がればよい。

《その他》

- ・離婚時の年金分割の請求期限の延長、被用者年金一元化に伴う厚生年金拠出金の按分率に係る特例措置の終了について、ともに、事務局が提示した見直しの方向性に異論はない。制度改正によって想定外の悪影響が出ないように、実務面での検討もしっかりと行っていただきたい。
- ・離婚時年金分割について。離婚された方にはDV等様々な事情があり、まずは離婚を成立させることを優先し、財産分与請求を行っていない方が多数いる。3号分割は請求だけで一方的に実施可能であるが、合意分割は元配偶者との協議がいるため、請求の期限が2年から5年に延長されたとしても、なおハードルが高いものと思われる。将来的には、分割される側の配偶者の老齢厚生年金の裁定前であれば、離婚後5年以内に限らず請求を認めてもよいのではないかと。

最後に事務局より、次回の議題、日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202411-170-0351-D